

財 活 一 1 5 8 3  
平成 2 8 年 2 月 1 6 日

秋田県庁舎等維持管理業務名簿登録業者 様

秋田県出納局財産活用課長  
( 公 印 省 略 )

秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格の設定について（通知）

日頃より、秋田県の庁舎等維持管理業務につきましては、格段のご配慮を賜り誠に有り難うございます。

さて、公共工事の品質確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、秋田県の庁舎等の維持管理業務の一部について最低制限価格を設けるため、秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格試行実施要領を制定する運びとなりました。つきましては、当該要領とその概要についてお知らせをいたしますので、以後の入札方法についてご理解願います。

最低制限価格を設定する入札につきましては、最低制限価格を下回った金額を入札した者は、落札者（又は落札候補者）となることができませんので、当該通知について十分ご了承の上でお見積もりいただけますようお願い申し上げます。

担当 出納局財産活用課  
庁舎管理班 黒木  
018-860-2732

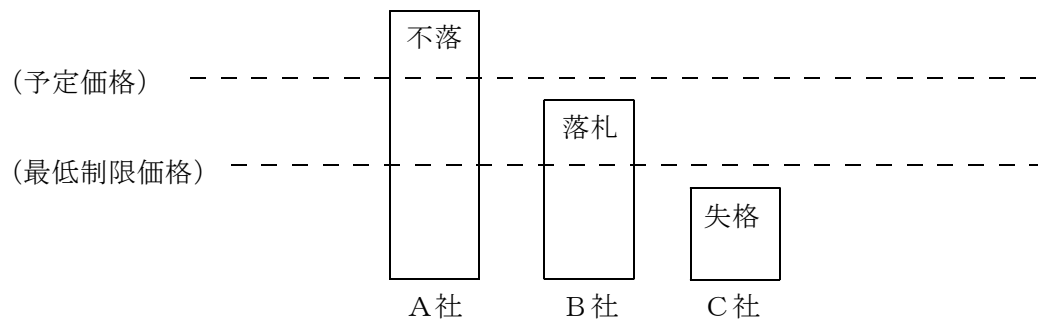
## 秋田県庁舎等維持管理業務の入札に係る 最低制限価格の試行導入について

### 1. 最低制限価格とは

契約業務の履行を確保するため、予定価格の範囲内において最低制限価格以上で最低額を提示した者と契約する制度です。（地方自治法施行令第167条の10第2項）

最低制限価格を下回った入札をした者は失格となり、落札者（又は落札候補者）になることができませんので、お見積もりの際は十分ご注意願います。

また、再入札となる場合で、1回目の入札で最低制限価格を下回った者は、2回目の入札に参加できません。



### 2. 最低制限価格を設定する入札の開始日

平成28年4月1日以降の業務について適用します。  
（当該通知日以降に公告するもので、平成28年度に業務を行うもので、平成27年度に公告するものも含まれます。）

なお、最低制限価格を設定する入札公告又は指名通知には、冒頭に【最低制限価格適用】と表示します。

### 3. 最低制限価格を設定する入札

#### ①対象金額

予定価格が50万円以上の庁舎等維持管理業務の一部について、入札（一般競争又は指名競争を問わず）により業務を調達する案件に設定します。

なお、庁舎等で固有に発生する業務（医療廃棄物の処理、学校給食業務、動物飼養管理業務、ダム管理施設保守管理業務、流域下水道事務所の計装設備点検業務、試験研究機器等の点検業務）等については、庁舎等維持管理業務の対象としていません。

#### ②対象業務

秋田県の庁舎等維持管理業務のうち、次の業務区分について最低制限価格を設定します。なお、複数業務が一体となっている場合は、公告又は指名通知に【主たる業務】を表示します。

#### <種目>

#### <業務区分>

##### ・建物の清掃

環境衛生総合管理・清掃・空気調和用ダクト清掃・飲料水貯水槽清掃

##### ・建物の警備・・・・・・・・警備業務（機械警備を除く）

##### ・建築物の付帯設備

電気設備保守管理・機械設備保守管理・ボイラー設備保守管理・警報設備等保守管理・消火設備等保守管理・電話交換機設備保守管理・放送設備保守管理・昇降機設備保守管理・自動ドア設備保守管理・浄化槽設備保守管理・監視制御設備保守管理・庁舎等設備運転管理

## 4. 最低制限価格の設定方法

次の率をもって最低制限価格を設定します。

- ・清掃業務及び警備業務（機械警備を除く）・・・予定価格の 80 / 100
- ・その他の対象業務・・・・・・・・・・・・・予定価格の 60 / 100

※業務が複合しているものについては、公告又は指名通知に示す【主たる業務】に従って最低制限価格を適用します。

## 5. 設計（予定価格積算）の方法

庁舎等維持管理業務の設計については、国土交通省大臣官房庁官営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」に基づき、労務単価は「秋田県建築保全業務労務単価」を使用します。建築保全業務積算基準で”見積による”となっている場合や、その他の業務が複合される場合は、市販資料の単価や業者様のお見積もり等を参考に設計します。

なお、端数等の取扱いについては、次の方法を基本とします。

- ①建築保全業務積算基準により算出した歩掛の合計値は、小数点第2位以下を切り捨てる。ただし、合計額について小数点第1位が5以下の場合は0.5とし、5を超える場合は1.0に切り上げる。
- ②直接物品費、業務管理費、一般管理費等については、各々の算定結果について円未満の端数を切り捨てる。
- ③②の計算後、合計額について千円未満を切り捨てる。
- ④③の値に消費税及び地方消費税を加算する。